令和４年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

別表六(一)

令四・四・一以後終了事業年度分

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

区分		収入金額 ①	①について課される所得税額 ②	②のうち控除を受ける所得税額 ③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	円	円	円

【No.24】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」の各欄並びに８欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。

【No.26】「①について課される所得税額②」の各欄並びに８欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額（別表六（五の二）の「１の②」から「４の②」までに記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄の各欄に記載された金額）がある場合にはそれぞれの金額を控除していますか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成・添付していますか。）。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

利子金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額 7	所得税額 8	配当等の計算期間 9	(9)のうち元本所有期間 10	所有期間割合 (10)/(9)（小数点以下３位未満切上げ） 11	控除を受ける所得税額 (8)×(11) 12
		円					円

【No.25】所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を 12 欄又は 19 欄に記載していませんか。

（例）・公社債及び預貯金の利子
・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額 13	所得税額 14					控除を受ける所得税額 (14)×(18) 19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額 20	控除を受ける所得税額 21	参考
		・　・	円	円	
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
計					